

2022年2月12日

支援のみなさまへ

ユニオンネットお互いさま  
委員長 斎藤 修博



**日通の無期転換逃れ地位確認（労働契約法18条）裁判**

## 日通無期転換逃れ雇止めを許さない東京高裁傍聴のお願い

日本通運の無期転換逃れ（労働契約法18条潜脱）の裁判が、2020年10月1日の東京地裁の不当判決により、現在東京高裁で闘っています。東京高裁が公正な審理・判決を出すことを求めて、個人署名活動を行ってきた結果25000筆を越える署名が寄せられ、更に無期転換逃れは、日本通運が全社の方針で行ったことから、秋田副社長の証人申請をしており、公正な審理のためには不可欠な人物です。このことを求めた団体署名も昨年末からお願いし、420の団体から署名をいただきました。

東京高裁での控訴審は、第1回が2021年3月15日に開催され、その後は裁判所との電話会議が6回開催され、3月22日（火）に1年ぶりに第2回裁判が101号法廷で開かれます。

東京地裁の判決は、有期雇用労働者の保護を目的とした労働契約法18条の趣旨を全く無視し、一職場の請負業務の失注により期待が消えたとする不当判決です。日本通運は、労契法18条が施行され、5年の「不更新条項」を有期雇用労働者の雇用契約書に挿入してきました。その動機は日本通運本社の資料でも「今次法改正（労契法18条）に伴う変更点は、無期転換権が発生し、労働者が行使した場合に、契約が有期から無期に転換するというのみであり」と明確に認識した上で「不更新条項」を挿入してきています。この解雇は日本通運が、全社的に一斉に行った不当解雇であり多くの有期雇用労働者が一斉に解雇されています。この事実を無視し東京地裁判決は、日本通運が行った無期転換逃れという事実を無視し、一職場の請負業務が失注に矮小化してきています。

この間、多くの仲間の支援により闘い続けておりますが、東京地裁判決を正し、東京高裁で公正な判決を出させ、Oさんが堂々と日本通運の職場に復帰するために、闘い続けていきます。具体的には下記の日程で、厚労省の担当者も出席予定の「無期転換ルールの改正を求める院内集会」、そして高裁での裁判が行われます。集会への参加と東京高裁での傍聴をお願いいたします。

### 労働契約法18条 無期転換ルールの改正を求める院内集会 第2弾

日時：2022年2月28日（月） 11時～

参議院議員会館B104会議室

### 東京高裁第2回公開法廷への傍聴のお願い

日時：2022年3月22日（火） 11時

場所：東京高裁 101号法廷

※傍聴へのお願いーコロナ禍の状況しだいで、傍聴席数の制限が予想されます。傍聴可能な方は、事前に下記までご連絡いただければと思います。よろしく申し上げます。

※連絡先 ユニオンネットお互いさま TEL 070-6576-2071

FAX 03-5577-7263

メール info@otagaisama.org

## 日通無期転換逃れを許さない闘いとは

日本通運の無期転換逃れ（労働契約法 18 条潜脱）の裁判は、2020 年 10 月 1 日に東京地裁が不当判決を出したことにより現在東京高裁で闘っており、第 1 回控訴審が 2021 年 3 月 15 日（月）に開かれ、第 2 回控訴審は **2022 年 3 月 22 日 11 時より 101 号法廷** で開催されます。

### 日本通運無期転換逃れが何故問題なのか

原告の O さんは 2010 年派遣労働者として日本通運で働き始め、1 年半後には直接雇用となり、2018 年 3 月 31 日の解雇（雇止め）時点では直接雇用で 5 年を超え通算 7 年働いています。O さんが直接雇用となる際には、日本通運からは「長く働ける」との説明があり、事実日本通運では全国で 18,000 人程の有期雇用労働者が働き、勤続も 10 年以上の労働者が多数働いていました。

しかし、日本通運は勤続 5 年を越えると雇用期間の無期転換権が発生する労働契約法 18 条が 2013 年に施行されたことから、従来の方針を変え無期転換逃れを全社的に行うために、有期雇用労働者の労働契約書に雇用期間の上限を 5 年とするという内容の「不更新条項」を挿入してきました。当時の日本通運の説明は「書式が変わっただけ」との説明であり、O さんも安堵していました。しかし、日本通運は 2017 年 6 月、前言を翻し「不更新条項」の通り雇止めにすると通告してきました。「不更新条項」をろくに理解せずに「悪いようにはしない」と言っていた現場管理者も手のひらを返し解雇（雇止め）を強行してきました。

### O さん、日本通運の無期転換逃れを認識する

O さんは日本通運からの通告後東京都労働情報センター、弁護士等に相談した結果、2017 年暮にお互いさまに訪れ、2018 年 1 月から日本通運との団体交渉が始まり、日本通運は全員無期雇用にしたら大変なことになる、「不更新条項」は有効だとの主張を繰り返し解雇（雇止め）を強行してきます。

そのため、即日東京地裁に提訴しましたが、2020 年 10 月 1 日に「木を見て森を見ない」不当判決が出されました。

### 2020 年 10 月 7 日に東京高裁に控訴—東京地裁判決の不当性を暴く

東京地裁の判決は、有期雇用労働者の保護を目的とした労働契約法 18 条の趣旨を全く無視し、一職場の請負業務の失注により期待が消えたとする不当判決です。日本通運は雇用期間の上限を「5 年を超えない」という不更新条項を雇用契約書に加え、全社的に有期契約労働者の無期転換を拒んだのです。現在でも日本通運には 18,000 人近くの非正規雇用労働者が働いており、雇用期間の上制限により多くの有期雇用労働者が不当解雇（雇止め）され、新たな採用が繰り返されています。

東京地裁の判決は、日本通運の労働契約法 18 条の潜脱行為を見逃し、訴えを切り捨てる判決であり、O さんだけに留まらない有期契約労働者に対する不当な判決です。

### 堂々と職場に戻る闘いに支援をお願いします

高裁では十分に審議し、職場復帰を認める公正な判決を求める署名活動も行っています。多くの仲間による物心両面での支援の力で闘ってきましたが、労契法 18 条の潜脱を許さず、堂々と職場に戻る闘いを進めていきます。今後とも裁判闘争、署名の取り組み等支援のお願いを申し上げます。

**連絡先：**ユニオンネットお互いさま 委員長 斎藤隆靖

〒101-0048 東京都千代田区神田司町 2-15-9 武蔵野ビル 2F N P O 労働相談室内

TEL 070-6576-2071 FAX 03-5577-7263 メール info@otagaisama.org

**カンパ振込先：**郵便振替 0180-1-561308

通信欄が無記載の場合は「日通闘争カンパ」と記載願います。